

川西市立多田東小学校いじめ防止基本方針

川西市立多田東小学校

令和5年4月4日

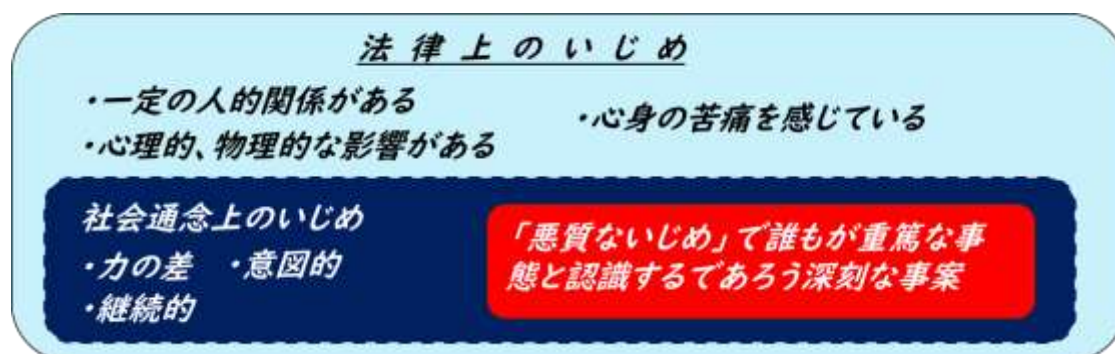
1 本校の教育方針

学校教育目標

自ら学び，心豊かで，たくましい子どもたちを育む教育の推進

～家庭・地域とともに，一人ひとりの「生きる力」を育む多田東小学校～

2 基本的な考え方



いじめは「人として決して許されない行為」であるが，上図に示したように法律上で定められていることから，人としてのかかわりの中で起こり得るもので，「いじめはどの学校でも，どの子にも起こりうる」ことを教育に携わる者すべてが改めて認識し，教育委員会，学校はもとより，家庭，地域が一体となって，未然防止，早期発見，早期対応，再発防止に取り組まなければならない。いじめの問題に取り組むためには，まず教職員が「いじめ」について共通理解し，いじめ対応に協働実践することが大切である。上図に示したように，法律上のいじめは広範なものであることを認識し，事案の内容を精査する中で日常のトラブルに起因する事案か，悪質ないじめであると判断できる深刻な事案か，学校が組織としてしっかり見定め対応することが肝要である。しかし，「いじめ」のみならず，「心身の苦痛を感じている」すべての児童への対応を念頭にに取り組むことが重要であり，そのうえで，教育目標に基づき「いじめを生まない土壌づくり」と「いじめが起こった時の組織的な対応」を実践する。

3 学校におけるいじめの防止等の組織、指導体制等

(1) いじめ対応のための組織について

①いじめ防止チームについて

本校では、いじめの未然防止・再発防止に関する措置を実行的に行う。つまり、子どもの「絆づくり」と「居場所づくり」や、学校風土改善等が、いじめの未然防止・再発防止につながることから、学校の実情に応じた組織として平時から「いじめ防止チーム」を置く。

いじめ防止チームの役割を以下に示す。

(ア) いじめを生まない環境づくりの推進

(イ) 日々の生活の中で「心身の苦痛を感じている」児童の苦痛を取り除くための組織的な対応

(ウ) 具体的で実効性のある校内研修会の実施

(エ) 児童に対してのいじめ未然防止に関する学年集会等の実施

(オ) 保護者や地域への具体的な情報提供、意識啓発（児童だけではなく、保護者や地域を含めた集会等）

(カ) 定期的に自校や他校における過去のいじめ事案の研究や協議を行う。

学校として、未然防止に努めることが最も重要であり、児童だけではなく教職員や地域との豊かな人間関係を築き、児童の豊かな心を育て、いじめを許さない土壌づくりに取り組むため、年間を通して予防的、開発的な取り組みを計画実行していく。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

学校教育目標である「自ら学び、心豊かで、たくましい子どもたちを育む教育の推進」を具現化していく場面は、日常の授業であり、集団であり、学校である。学校教育目標に応じた組織として平時から「いじめ防止チーム」を置く。

いじめ防止チームの構成員

校長・教頭・生活指導・人権同和教育推進・スクールカウンセラー・特別支援教育コーディネーター

②いじめ対応チームについて

いじめ（の疑いのある）事案が発生した際に、平時のいじめ防止チームに、当該児童に関わりの深い教職員等を加えた「いじめ対応チーム」を結成し、早期対応等の実効的な措置を講じる。

いじめの兆候を発見した時や通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、

速やかに管理職または「いじめ防止チーム」に報告を行い、「いじめ対応チーム」の招集へとつなげる。「いじめ対応チーム」による調査を行い、トラブルの背景や人間関係を整理し、緊急的な指導・安全確保が必要な「悪質ないじめ」であるのか、「いじめ防止チーム」による継続的な指導が必要な日常生活上のトラブルの延長線上にある「いじめ」であるのかを「いじめ対応チーム」が判断し、「いじめ対応チーム」を中心に組織的な対応を行う。問題を軽視することなく、いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に行うとともに、特に調査の結果、社会通念上明らかにいじめであることが判明した場合には加害児童に対して、当該児童の人格の成長を旨とした教育的配慮をしながら毅然とした態度で指導する。いじめの解消に向けた取り組みについては、「いじめ対応チーム」を中心に教職員全員の共通理解のもと、「川西市いじめ対応マニュアル【教職員用】」を参考に、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図りながら、事案に応じ適切に対応する。

（２）日常の指導体制について（別紙１）

①いじめ防止チームの役割について（未然防止・早期発見・再発防止）

ア いじめを生まない環境づくりの推進

→校内研修を特別活動として、「自治意識・自己有用感を高め、自主的・対話的によりよい人間関係を形成する特別活動～互いに認め合う多田東っこを目指して～」を研究主題に据え、学級会活動を中心とした取り組みを通して、文字通り、自治意識・自己有用感を高め、自主的・対話的によりよい人間関係を築いていこうとするものである。学校運営協議会や地域学校協働本部と連携し、各児童、保護者・地域とともにいじめを生まない環境づくりを学校として取り組む。

また、道徳人権部や生徒指導部を通じて、他者を理解し、心身に苦痛を感じることがなくなるように、児童間で「絆づくり」「居場所づくり」を推進する。

イ 日々の生活の中で「心身の苦痛を感じている」児童の苦痛を取り除くための組織的な対応

→いじめアンケートの各学期１回以上の実施や教育相談、個別面談などの充実、スクールカウンセラーとの連携等

ウ 具体的で実効性のある校内研修会の実施

→スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた専門家による夏季研修や職員会議での学校の取り組みについて情報共有を行うなど

エ 児童に対してのいじめ未然防止に関する集会等の実施

→学年集会等の実施、いじめ防止ポスターの作成や掲示等

オ 保護者や地域への具体的な情報提供、意識啓発（児童だけではなく、保護者や地域を含めた集会等）

→県警サイバー犯罪課の講演や補導活動への参加、学校運営協議会の開催等

カ 定期的にいじめ事案の研究や協議を行う。

→いじめ事案の事例検討やいじめ防止チームの在り方の点検・見直しを行う。

②いじめ対応チームの役割について（初期対応・再発防止）

- ア いじめ（またはその疑いのある行為等）を認知した際、まずは被害者と思われる児童生徒の安全を確保した上で、拙速な「指導」を行う前に児童の人間関係や周囲の状況等を十分に調査し、そのいじめが重大事態につながりかねない「悪質ないじめ」で緊急に対応を要する事案であるのか、日常生活のトラブルの延長線上にある比較的軽微な事案なのか等について判断する。
- イ いじめに関する児童に関する背景や、人間関係を整理した後、どのように対応していくか方針を決定する。
- ウ いじめ事案の事実関係の調査や、関係児童の人間関係の整理を行う。
- エ いじめ事案解決に向けた関係児童に対して指導・説諭を行う。
- オ いじめ再発防止についての関係児童・保護者への対応、説明を行う。
- カ いじめ事案の関係児童に対して心理的ケアや生活面での支援が必要と判断される場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協力し対応に当たる。

（３）ネット上いじめへの対応（別紙２）

児童１人１台タブレットを使用するに至り、インターネットの特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努める必要がある。

未然防止には、児童が保有しているスマートフォン・携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携し、利用方法や危険性について啓発していく必要がある。早期発見には、児童が発するサインを見逃さないようにし、「ネット上のいじめ」の児童及び保護者から相談等があった場合は、事案によっては、警察等の専門機関と連携し対応していく。

４ 重大事態への対応

重大事態とは、大きく分けて２通りある。１つは、「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定され、いじめを受けている児童の状態で判断する。

もう１つは「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」で、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断をする。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長のリーダー

シップのもと、学校が主体となり、いじめ対応チームを母体とし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに関係機関を加え調査し、実態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、実態の解決に向けて対応する。

5 いじめの解消・特に配慮を要する対応について

ア、いじめの解消の要件

いじめが解消している状態とは、少なくとも①、②の2つの要件を満たしていること。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる行為を含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定すること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

イ、特に配慮を要する児童生徒への対応について

① 発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導や必要な支援を行う。

② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国籍を有する等の児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童に関する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り必要な支援をすること。

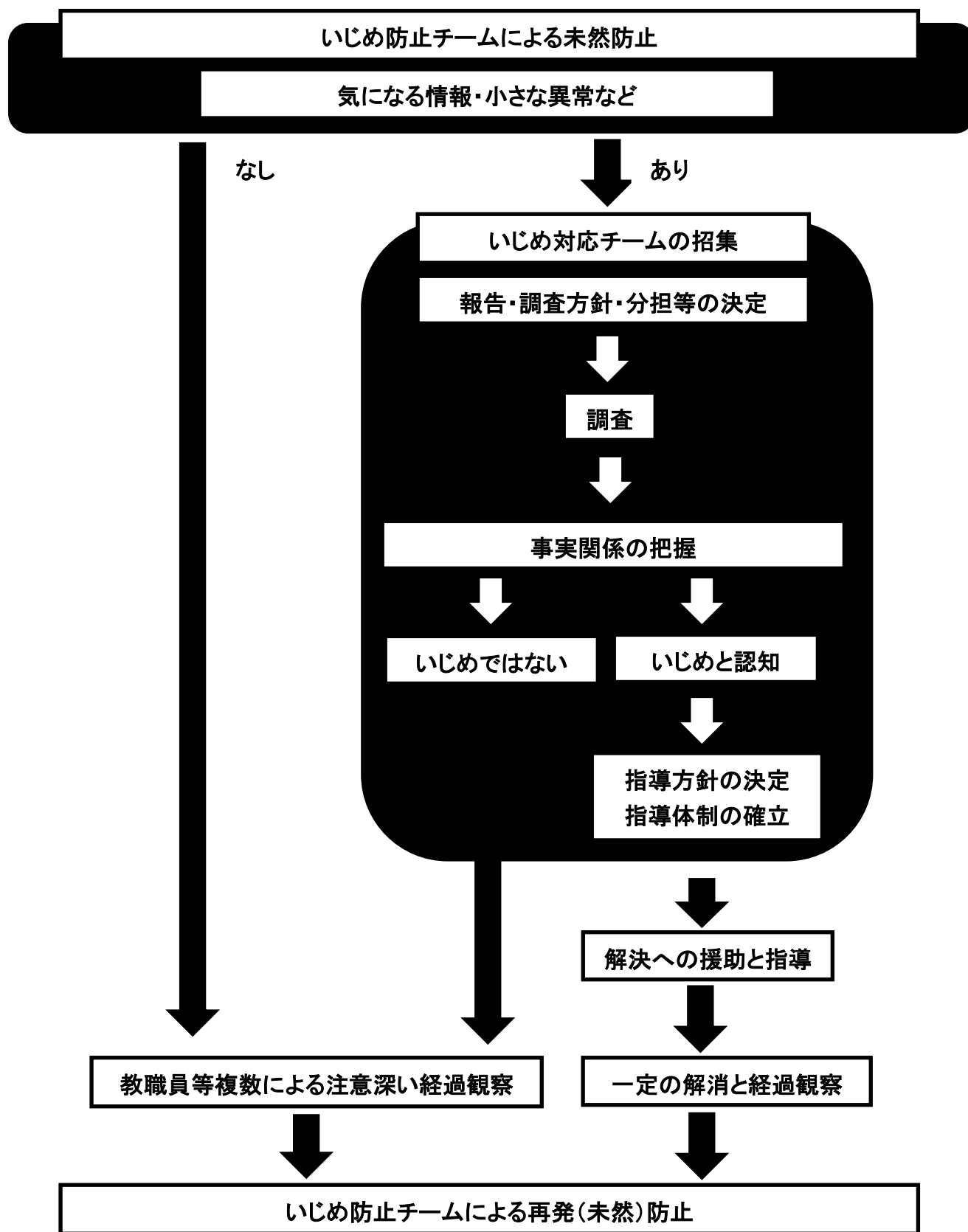
③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応を周知する。

④ 東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行うこと。

6 その他の事項

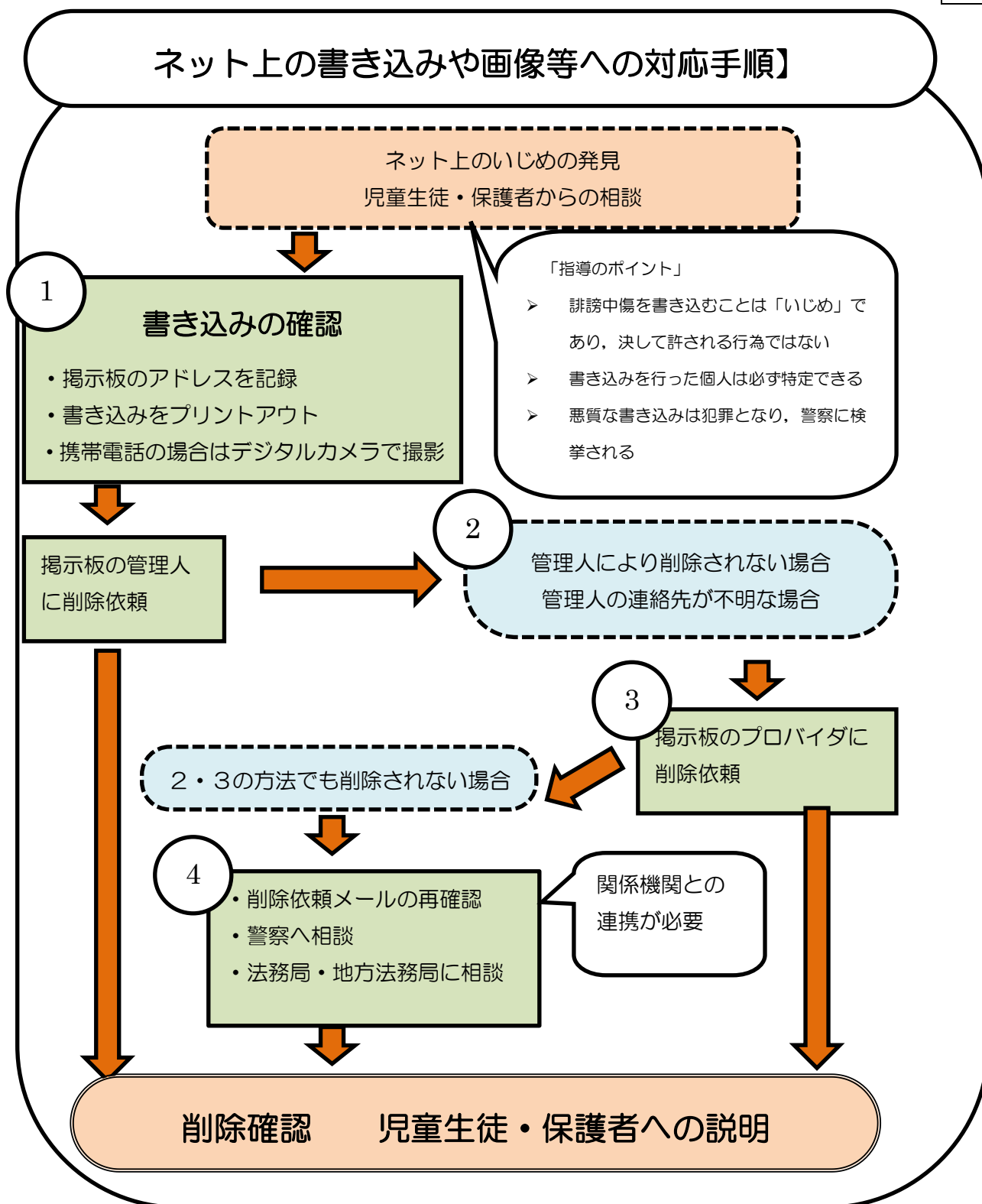
「開かれた学校」「誰からも信頼される学校」をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、保護者等、地域と共に取り組んでいく必要があるため、策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会、学校運営協議会やPTA総会を始め、学年懇談、学級懇談、家庭訪問などあらゆる機会を利用し保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するために、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対応チーム（対策組織）等を中心に点検し、必要に応じて見直す。見直しに際して、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れる、また学校評価にて検証するなど、児童と地域がともに構築していくような学校基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。



※ いじめの指導体制について

ネット上の書き込みや画像等への対応手順



■ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口
(兵庫県教育委員会) <http://hyogokko.npos.biz/>

■兵庫県警察サイバー犯罪対策課
<http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/syber/index.html>